

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和8年1月29日
【事業年度】	第66期(自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
【会社名】	株式会社三好ゴルフ俱楽部
【英訳名】	MIYOSHI GOLF CLUB CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 滝 茂夫
【本店の所在の場所】	愛知県みよし市黒 笹町三ヶ峯1271番地
【電話番号】	日進(0561)74 - 1221
【事務連絡者氏名】	代表取締役 常務取締役 野口 明生
【最寄りの連絡場所】	愛知県みよし市黒 笹町三ヶ峯1271番地
【電話番号】	日進(0561)74 - 1221
【事務連絡者氏名】	代表取締役 常務取締役 野口 明生
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月	令和6年10月	令和7年10月
売上高 (千円)	300,405	308,922	307,814	303,950	312,902
経常利益 (千円)	88,031	97,969	92,453	95,557	93,756
当期純利益 (千円)	58,717	65,312	61,071	62,108	55,966
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額 (千円)	1,917,317	1,982,630	2,043,702	2,105,810	2,161,777
総資産額 (千円)	4,683,665	4,777,770	4,796,329	4,875,004	4,912,904
1株当たり純資産額 (円)	191,731.79	198,263.04	204,370.21	210,581.07	216,177.75
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)				
1株当たり当期純利益 (円)	5,871.72	6,531.25	6,107.17	6,210.86	5,596.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.9	41.5	42.6	43.2	44.0
自己資本利益率 (%)	3.1	3.3	3.0	2.9	2.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	167,466	146,422	148,723	153,834	139,750
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,740	6,169	96,798	20,567	241,208
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	359,635	499,888	551,814	685,081	583,623
従業員数 (名)	-	-	-	-	-
株主総利回り (%) (比較指標：) (%)	- (-)				
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

- 4 当社の株式は金融商品取引所に上場していないため、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については記載しておりません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第63期の期首から適用しており、第63期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
昭和34年12月	名古屋市中区西川端町1丁目5番地において資本金2,000万円をもって株式会社中京国際ゴルフ俱楽部を設立
昭和36年2月	資本金6,000万円に増資
昭和36年5月	愛知県西加茂郡三好町（現愛知県みよし市）においてゴルフコース18ホール（西コース）造成、賃貸開始
昭和36年8月	資本金10,000万円に増資
昭和36年12月	資本金13,000万円に増資
昭和37年4月	資本金52,000万円に増資
昭和38年11月	本店を名古屋市中区南外堀町2丁目2番地中日会館内に移転
昭和39年4月	資本金60,000万円に増資
昭和41年1月	資本金80,000万円に増資
昭和41年6月	本店を名古屋市中区新栄1丁目6番地中日ビル9階に移転
昭和41年10月	愛知県西加茂郡三好町（現愛知県みよし市）においてゴルフコース9ホール（東コース）増設
昭和43年2月	資本金100,000万円に増資
昭和44年8月	愛知県西加茂郡三好町（現愛知県みよし市）においてゴルフコース9ホール（東コース）増設
昭和47年1月	岐阜県大野郡荘川村（現高山市荘川町）においてゴルフコース18ホール及びスキー場を造成、賃貸開始
昭和51年5月	岐阜県大野郡荘川村（現高山市荘川町）において別荘分譲地の分譲開始
昭和53年1月	本店を愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地（現在地）に移転
平成17年2月	商号を株式会社三好ゴルフ俱楽部に変更
平成22年10月	資本金10,000万円に減資
平成23年6月	岐阜県高山市荘川町のゴルフコース及び諸施設を荘川高原カントリー俱楽部に売却
令和7年10月	岐阜県高山市荘川町のスキー場施設賃貸終了

3 【事業の内容】

当社の事業内容は、次のとおりであります。なお、次の3部門は「第5 経理の状況」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 賃貸事業

当社は、愛知県みよし市所在の36ホール・コースを含むゴルフ場用地並びに鉄筋コンクリート造・半地下地上3階建クラブハウス等諸施設を一括して三好カントリー俱楽部に賃貸しております。

また、岐阜県高山市荘川町所在のスキー場を一括して荘川高原カントリー俱楽部に賃貸しております。

(2) 分譲地関連事業

当社は、岐阜県高山市荘川町所在別荘分譲地の分譲並びに管理を行っております。

(3) 索道事業

当社は、上記(1)記載のスキー場にスキーリフトを所有し、索道事業を行っております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

当社はゴルフ場及びその附属設備並びにスキー場を所有し、これを一括して三好カントリー倶楽部と莊川高原カントリー倶楽部に賃貸しており、ゴルフ場及びスキー場運営に関する事務は、すべて賃借人たる三好カントリー倶楽部及び莊川高原カントリー倶楽部において処理しておりますので、当社の代表取締役・常務取締役泉憲一が専らその事務をとり、三好カントリー倶楽部及び莊川高原カントリー倶楽部の職員の一部に補助を依頼しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異について、従業員は存在しないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社経営の基本方針

当社の主な事業は不動産の賃貸であり、賃貸先が安全、快適かつ円滑に業務が遂行できる環境を整えることを経営の基本方針としています。

具体的には、三好カントリー倶楽部に一括賃貸しているゴルフ場施設については、ゴルフコースの整備・改良、クラブハウスの快適性・安全性の向上に努めてまいります。

(2) 経営環境

緊迫した世界情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰や為替変動の影響による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

ゴルフ場施設については、顧客の獲得競争が激化する中で、他社との差別化を図るべく諸設備及びコースの一層の改善向上を目指し、安定した賃貸料収入が得られるよう努めてまいります。また、不測の自然災害に備え、内部留保の確保に努めてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は経営上の目標の達成状況について、具体的な数値等は設定していませんが、ゴルフ場設備の維持管理を図るために設備投資を実行するため、適切な売上高及び利益を確保することを重視しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

取締役会において、多様な知見を有する取締役より意見を頂戴し、サステナビリティに関するリスク及び機会について議論を深めています。

(2) 戦略

近年、地球温暖化や気候変動、海洋汚染、資源枯渇といった環境問題が深刻化しており、経済活動の継続が危ぶまれております。このような中、環境問題解決に向けた取組が重要課題の1つであります。

また、コースコンディションの維持・向上に必要な薬剤などは特に自然環境への悪影響を最小限に抑えるために適切に管理をしたものを継続使用しております。

人材育成等については、従業員がいないため該当事項はありません。

(3) リスク管理

リスクの重要性を幹部会議にて定期的にモニタリングしております。その中でも経営への影響が特に大きく、対策の強化が必要なリスクは理事会等と共有し取締役会へ報告し対応してまいります。

(4) 指標及び目標

上記(2)において記載した、コースコンディションの維持・向上のためにコース整備及び設備の更新を行うことで、顧客満足度を高めるための取組について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

区分	項目	令和7年度実績	令和10年度目標
来場者数	コースコンディションの維持・向上 (顧客満足度の向上)	48千人	53千人

当社は、上記「(2)戦略」において記載したとおり、人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略を作成していないため、具体的な指標や目標はありません。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定の取引先への依存

当社は、所有するゴルフ場施設を三好カントリー倶楽部に一括賃貸し、実際のゴルフ場運営は、賃借人たる三好カントリー倶楽部が行っております。したがって、ゴルフ場運営の成績如何により、同カントリー倶楽部からの賃貸料の入金状況に影響が及ぼりリスクがあります。具体的には、ゴルフ業界は、ゴルフ人口の減少により今後も厳しい状況が予想され、三好カントリー倶楽部の収入に影響を及ぼすリスクがあります。

(2) 配当政策について

当社の株主は、三好カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員として、ゴルフコースの優先使用権を有し、会員料金にて利用することができます。従って、ゴルフ場施設の整備・改良を通じて株主への利益還元を図ることを基本方針としているため、配当を実施しておりません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当期における我が国経済は、賃金上昇を背景とした個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加を受け、景気は緩やかに回復してまいりました。一方で、原材料・エネルギーコストの高騰やアメリカの通商政策の影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような情勢の中、会員及びその他の利用者のみなさまに安全かつ快適な環境を提供できるよう、三好カントリー倶楽部におきましては、西コースの一部カート道路の新設及び修繕工事やコースの体质強化を実施いたしました。また、莊川高原カントリー倶楽部所在のスキー場は、今季をもちまして閉鎖いたしました。

経営成績

収入につきましては、賃貸料収入は前期比同水準となりました。莊川高原カントリー倶楽部所在のスキー場リフトに係る索道事業収入は、営業日数が増加したことから前期比7,462千円増加の10,569千円となりました。但し、売上原価の索道事業費用も同額となるため損益への影響はありません。結果としまして、売上高は312,902千円(前期比102.9%)となりました。

売上原価につきましては、分譲地管理費や索道事業費が増加したことから、194,988千円(前期比104.7%)となりました。

販売費及び一般管理費は26,587千円(前期比108.8%)となり、営業利益は91,326千円(前期比97.9%)となりました。また、固定資産の一部を売却したことにより特別利益が発生しましたが、スキー場廃止に伴うリフト等の固定資産の除却により、特別損失が発生し、結果といたしまして、当期純利益は55,966千円(前期比90.1%)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

賃貸事業におきましては、売上高は281,700千円(前期比100.0%)、営業利益は96,950千円(前期比99.8%)となりました。

分譲地関連事業におきましては、売上高は20,632千円(同107.8%)、営業損失は5,624千円(前期は営業損失3,856千円)となりました。

索道事業におきましては、売上高は10,569千円(同340.1%)、営業利益は0円(前期と同額)となりました。

財政状態

(流動資産)

当期末における流動資産の残高は、609,675千円（前期末は709,992千円）となり、前期末に比べ100,317千円の減少となりました。現金及び預金の減少が主な要因であります。

(固定資産)

当期末における固定資産の残高は、4,303,228千円（前期末は4,165,011千円）となり、前期末に比べ138,217千円の増加となりました。これは投資有価証券の取得が250,000千円、有形固定資産の取得が10,130千円ありましたが、有形固定資産の除売却を33,998千円、減価償却費を87,914千円計上したことによるものであります。

(流動負債)

当期末における流動負債の残高は、53,843千円（前期末は73,934千円）となり、前期末に比べ20,091千円の減少となりました。未払金の減少が主な要因であります。

(固定負債)

当期末における固定負債の残高は、2,697,284千円（前期末は2,695,258千円）となり、前期末に比べ2,025千円の増加となりました。これは繰延税金負債の増加が要因であります。

(純資産)

当期末における純資産の残高は、2,161,777千円（前期末は2,105,810千円）となり、前期末に比べ55,966千円の増加となりました。これは繰越利益剰余金の増加が主な要因であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前期末に比べ101,457千円減少し、583,623千円となりました。

当期中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は139,750千円(前期比14,083千円減)となりました。これは主に税引前当期純利益の計上及び減価償却費が87,914千円計上されたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は241,208千円(前期比220,641千円増)となりました。これは主に投資有価証券の取得によるものであります。

(3) 販売の実績

当期の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第66期 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)	前年同期比(%)
賃貸事業 (千円)	281,700	100.0
分譲地関連事業 (千円)	20,632	107.8
索道事業 (千円)	10,569	340.1
合計	312,902	102.9

(注)最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第65期 (自令和5年11月1日至令和6年10月31日)		第66期 (自令和6年11月1日至令和7年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
三好カントリー倶楽部	276,000	90.8	276,000	88.2

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

(経営成績)

賃貸事業については、収入は前期と同額となっております。

賃貸原価、販売費及び一般管理費についても、前期とほぼ同額となっております。その結果、セグメント利益も前期とほぼ同額となりました。

分譲地関連事業については、管理料収入は超過水道料が前期よりも増加しましたが、除雪作業や外灯修理等により分譲地管理費用が増加したことにより、セグメント損失が増加しました。

索道事業については、リフト収入の増加により前期よりも収入が増加しております。ただし、費用も同額発生したため損益は生じておりません。

全体としては、分譲地関連事業における費用の増加の影響が大きく、当期純利益は減少しました。

(資本の財源及び資金の流動性)

ゴルフ場経営は莫大な固定設備を必要とし、管理維持にも多大な費用がかかりますが、自己資本は2,161,777千円と高水準を維持しており財源として安定しております。従いまして、設備資金、運転資金は、すべて自己資金で賄うことが可能です。また、営業活動によるキャッシュ・フローは139,750千円となっており設備投資に充てる短期的な支払能力は高い状況にあります。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

なお、財務諸表の作成にあたって、資産・負債や収益・費用に影響を与える見積りは、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

5 【重要な契約等】

賃貸借契約

相手方の名称	賃貸物件	契約金額	契約期間
三好カントリー倶楽部	ゴルフコース クラブハウス 他	年額276,000千円	昭和36年5月20日から (存続期間は特に定めない)
莊川高原カントリー倶楽部	スキー場 ロッジ 他	年額5,700千円	令和3年6月1日から10年間

(注) 1. 三好カントリー倶楽部との契約につきましては、令和7年11月以降年額288,000千円に改定しております。

2. 莊川高原カントリー倶楽部との契約につきましては、令和7年10月31日をもって解約しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであり、当事業年度の設備投資額は、10,130千円となりました。

快適なプレイ環境を提供するため、賃貸事業におきましては西コースの一部カート道路の新設及び修繕工事やコースの体質強化を実施いたしました。

荘川高原カントリー倶楽部所在のスキー場が、今季をもちまして閉鎖したため、索道事業は廃止し、リフトを全額除却いたしました。

2 【主要な設備の状況】

令和7年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	帳簿価額(千円)						従業員 数 (名)
		建物及 び同附 属設備	構築物	機械及び 装置	ゴルフコー ス及び土地 (面積m ²)	その他	合計	
三好カントリー倶楽部 (愛知県みよし市)	賃貸事業	575,015	283,325	2,714	2,664,902 (1,799,101)	3,172	3,529,131	-
莊川高原カントリー倶楽部 (岐阜県高山市)	賃貸事業	7,232	29,956	2,122	469,303 (877,171)	0	508,615	-
	分譲地関連事業	2,235	10,919	0	- (-)	0	13,155	-
合計		584,484	324,201	4,836	3,134,206 (2,676,272)	3,172	4,050,901	-

(注) 帳簿価額「その他」は、車両運搬具並びに工具、器具及び備品であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,800
計	20,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (令和7年10月31日)	提出日現在発行数(株) (令和8年1月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場	株式の譲渡には当社の承認を要します。また、単元株制度は採用しておりません。
計	10,000	10,000		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年10月21日	-	10,000	900,000	100,000		

(注) 無償減資による資本金の減少(その他資本剰余金への振替)であります。

(5)【所有者別状況】

令和7年10月31日現在

区分	株式の状況							合計	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(名)	-	12	16	855	-	-	1,343	2,226	
所有株式数(株)	-	104	96	4,428	-	-	5,372	10,000	
所有株式数の割合(%)	-	1.04	0.96	44.28	-	-	53.72	100.00	

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

(6)【大株主の状況】

令和7年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)

三好カントリー倶楽部	愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地	160	1.60
トヨタ自動車株式会社	豊田市トヨタ町1番地	48	0.48
ゴムノイナキ株式会社	名古屋市中区上前津二丁目8番1号	48	0.48
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	36	0.36
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	32	0.32
東海テレビ放送株式会社	名古屋市東区東桜一丁目14番27号	32	0.32
興和株式会社	名古屋市中区錦三丁目6番29号	32	0.32
株式会社豊田自動織機	刈谷市豊田町二丁目1番地	28	0.28
豊証券株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番1号	28	0.28
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	24	0.24
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	24	0.24
東海レベラー鋼業株式会社	東海市荒尾町蜂ヶ尻6番地の1	24	0.24
計		516	5.16

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

令和 7 年 10 月 31 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	10,000		
総株主の議決権		10,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、経営方針として、経営体質の一層の充実並びに将来の事業展開を主眼としているため、原則として配当は実施しないこととしております。配当の決定機関は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、賃貸ゴルフ場の会員に最適なゴルフ環境を提供することを目標としながら、経営の効率化、健全性、透明性を高めるために必要な施策や経営体制の整備に努めることであります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、取締役の業務執行が適法かつ適切に遂行されているかを、監査しております。

当社の取締役会は取締役7名（うち社外取締役4名）で構成され、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用を行っております。

内部統制に関しましては、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

取締役が他の取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化しております。

代表取締役は、常務取締役を統括責任者に任命し、業務執行状況の問題点の把握と改善に努めるものとします。

リスク管理体制の整備の状況

業務におけるリスクの把握及びリスクへの対応策について、取締役会で議論し対応しております。また、当社は賃貸ゴルフ場の運営組織である理事会と協調して、ゴルフ場運営が円滑に図れるよう、運営管理にあたっております。

役員報酬の内容

当期における取締役・監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬	取締役	- 千円（うち社外取締役 - 千円）
	監査役	- 千円（うち社外監査役 - 千円）

取締役の定数及び選任

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

役職	氏名	出席状況
取締役社長 (代表取締役)	滝 茂夫	4回/4回
常務取締役 (代表取締役)	泉 憲一	4回/4回
取締役	三田 敏雄	4回/4回
取締役	大原 康之	3回/4回
取締役	大島 宇一郎	4回/4回
取締役	野口 明生	4回/4回
取締役	安藤 隆司	3回/4回

令和6年11月から令和7年10月までに開催された取締役会は4回であります。

取締役会の検討内容

取締役会は、令和7年10月期（第66期）の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決定し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	滝 茂夫	昭和26年 8月18日生	平成6年5月 平成21年4月 平成23年3月 平成25年2月 平成25年4月 平成26年1月 平成26年2月 平成28年5月 平成30年2月 令和4年5月	タキヒヨー株式会社代表取締役社長 中部経済同友会代表幹事 タキヒヨー株式会社代表取締役会長 三好カントリー倶楽部監事 中部経済同友会特別幹事（現任） 当社代表取締役社長（現任） 三好カントリー倶楽部理事長（現任） タキヒヨー株式会社代表取締役会長 執行役員 中部ゴルフ連盟会長（現任） タキヒヨー株式会社相談役（現任）	(注) 5	
常務取締役 (代表取締役)	野口 明生	昭和29年 1月14日生	平成10年6月 令和2年2月 令和2年6月 令和5年2月 令和6年1月 令和8年1月	三井屋工業株式会社代表取締役社長 三好カントリー倶楽部監事 三井屋工業株式会社相談役（現任） 三好カントリー倶楽部理事（現任） 当社取締役 当社代表取締役・常務取締役（現任）	(注) 5	
取締役	泉 憲一	昭和23年12月23日生	昭和48年4月 昭和63年4月 平成10年9月 平成11年1月 平成11年2月 平成21年1月 令和8年1月	株式会社泉製作所取締役 株式会社泉製作所代表取締役社長（現任） 三好カントリー倶楽部理事 当社常務取締役 三好カントリー倶楽部常務理事（現任） 当社代表取締役・常務取締役 当社取締役（現任）	(注) 5	4
取締役	三田 敏雄	昭和21年11月2日生	平成15年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成27年6月 令和2年7月 令和3年1月	中部電力株式会社取締役 中部電力株式会社常務取締役執行役員 中部電力株式会社代表取締役社長 中部電力株式会社代表取締役社長執行役員 中部電力株式会社代表取締役会長 中部電力株式会社相談役 中部電力株式会社顧問 当社取締役（現任）	(注) 5	
取締役	大原 康之	昭和18年 7月28日生	昭和43年10月 昭和50年6月 平成元年2月 平成24年4月 平成28年2月 令和4年1月	株式会社槌屋取締役 株式会社槌屋専務取締役 株式会社槌屋代表取締役社長 株式会社槌屋取締役会長（現任） 三好カントリー倶楽部理事（現任） 当社取締役（現任）	(注) 5	4
取締役	大島 宇一郎	昭和39年 4月22日生	平成25年6月 平成27年6月 平成29年6月 平成30年2月 令和元年6月 令和4年1月	株式会社中日新聞社取締役・管理局長 株式会社中日新聞社常務取締役・東京本社代表 株式会社中日新聞社代表取締役社長・名古屋本社代表 三好カントリー倶楽部理事（現任） 株式会社中日新聞社代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 5	8

取締役	安藤 隆司	昭和30年 2月27日生	平成20年6月 平成23年6月 平成25年6月 平成27年6月 令和3年6月 令和6年1月	名古屋鉄道株式会社取締役 名古屋鉄道株式会社常務取締役 名古屋鉄道株式会社代表取締役専務 名古屋鉄道株式会社代表取締役社長 名古屋鉄道株式会社代表取締役会長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 5	
-----	-------	--------------	--	---	-------	--

常任監査役	石 原 真 二	昭和29年11月3日生	平成13年4月 平成13年4月 平成21年2月 平成23年8月 平成26年1月 平成26年2月	名古屋弁護士会副会長 中部弁護士連合会理事 三好カントリー倶楽部コンペティション委員 石原総合法律事務所所長（現任） 当社常任監査役（現任） 三好カントリー倶楽部監事（現任）	(注) 4	4
監査役	松 本 圭 一	昭和21年11月11日生	昭和58年10月 昭和60年10月 昭和63年10月 平成23年10月 平成25年2月 平成26年1月	株式会社ガード・リサーチ取締役 株式会社ガード・リサーチ代表取締役専務 株式会社ガード・リサーチ代表取締役社長 株式会社ガード・リサーチ代表取締役会長最高経営責任者（現任） 三好カントリー倶楽部理事（現任） 当社監査役（現任）	(注) 6	
監査役	安 井 香 一	昭和27年1月8日生	平成18年6月 平成20年6月 平成22年6月 平成24年6月 平成28年6月 平成29年2月 平成30年1月 令和3年6月	東邦瓦斯株式会社執行役員 東邦瓦斯株式会社取締役常務執行役員 東邦瓦斯株式会社取締役専務執行役員 東邦瓦斯株式会社代表取締役社長執行役員 東邦瓦斯株式会社代表取締役会長 三好カントリー倶楽部監事（現任） 当社監査役（現任） 東邦瓦斯株式会社相談役（現任）	(注) 6	
監査役	山 名 毅 彦	昭和31年1月26日生	平成19年6月 平成22年5月 平成26年5月 平成28年5月 平成28年6月 平成30年4月 平成30年6月 平成31年1月 平成31年2月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現三菱UFJ銀行。以下同じ）執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行専務執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副頭取 株式会社三菱UFJ銀行取締役副頭取執行役員 株式会社三菱UFJ銀行常任顧問（現任） 当社監査役（現任） 三好カントリー倶楽部理事（現任）	(注) 3	
計						20

(注) 1 取締役三田敏雄・大原康之・大島宇一郎及び安藤隆司の各氏は、社外取締役であります。

2 監査役松本圭一・安井香一及び山名毅彦の各氏は、社外監査役であります。

3 令和5年1月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

4 令和6年1月31日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5 令和7年1月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

6 令和8年1月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

社外取締役及び社外監査役と当社の間に、人的関係、資本的関係、取引関係、その他利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）で構成され、各監査役は監査役会で定められた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や、会社の業務及び財産の状況の調査を通じ、取締役の職務遂行状況の監査を行なっております。

当事業年度において監査役会を年 1 回開催しており、各監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
石原 真二	1回	1回
松本 圭一	1回	1回
安井 香一	1回	1回
山名 毅彦	1回	1回

監査役会における具体的な検討内容としては、監査の方針および監査計画、内部統制システムの構築・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等であります。

また、常勤監査役は取締役会その他の重要会議に出席するほか、重要な決算書類の閲覧を通じ必要に応じて、各業務部門に対してヒアリング・調査を行うほか、取締役等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、非常勤監査役へ適宜報告し、情報共有を図っております。

内部監査の状況

当社は内部監査の担当部門は設置していませんが、必要に応じ、社長が特定の役員を指名し内部監査を実施しております。さらに、企業経営及び日常業務に関して、弁護士、公認会計士、税理士らに必要なアドバイスを受ける体制を整えております。また必要時には、内部監査の結果を受け、担当取締役、監査役と会計監査人は相互に連絡しあい意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ふじみ監査法人

b. 繼続監査期間

40 年以上

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

魚住 康洋

市川 泰孝

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2 名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人の選定方針として、会計監査人に求められている専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適かつ妥当に行われることとしております。ふじみ監査法人は、会計監査人としての専門性、品質管理体制、独立性及び監査体制等も含めて総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断いたしました。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査公認会計士等の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査公認会計士等の評価を行っております。この評価については、監査公認会計士等の職務遂行状況、監査体制及び独立性について総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
2,400	-	2,400	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a.を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査時間等を勘案し、監査法人と協議したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査活動状況、監査品質、監査報酬水準等を確認した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）の財務諸表について、ふじみ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取組は行っておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年10月31日)	当事業年度 (令和7年10月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	685,081	583,623
未収入金	23,035	24,570
分譲用土地	14,035	14,035
未収収益	-	1,168
前払費用	1,529	947
貸倒引当金	13,690	14,670
流动資産合計	709,992	609,675
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,157,133	1,157,133
減価償却累計額	680,811	701,134
建物(純額)	476,322	455,999
建物附属設備	614,572	614,444
減価償却累計額	460,399	485,959
建物附属設備(純額)	154,173	128,484
構築物	2,135,383	2,117,585
減価償却累計額	1,779,701	1,793,383
構築物(純額)	355,681	324,201
機械及び装置	288,366	79,842
減価償却累計額	251,432	75,006
機械及び装置(純額)	36,934	4,836
車両運搬具	1,119	1,119
減価償却累計額	1,119	1,119
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	37,363	38,501
減価償却累計額	34,241	35,328
工具、器具及び備品(純額)	3,121	3,172
ゴルフコース	2,117,101	2,117,101
土地	1,019,350	1,017,105
有形固定資産合計	4,162,684	4,050,901
無形固定資産		
電話加入権	1,711	1,711
無形固定資産合計	1,711	1,711
投資その他の資産		
投資有価証券	-	250,000
出資金	10	10
差入保証金	605	605
投資その他の資産合計	615	250,615
固定資産合計	4,165,011	4,303,228
資産合計	4,875,004	4,912,904

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年10月31日)	当事業年度 (令和7年10月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	31,633	12,831
未払費用	20,769	20,578
未払法人税等	17,416	13,381
未払消費税等	3,555	6,711
前受収益	558	340
流動負債合計	73,934	53,843
固定負債		
繰延税金負債	95,258	97,284
長期預り保証金	2,600,000	2,600,000
固定負債合計	2,695,258	2,697,284
負債合計	2,769,193	2,751,127
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	900,000	900,000
資本剰余金合計	900,000	900,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	197,720	193,766
別途積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	708,090	768,011
利益剰余金合計	1,105,810	1,161,777
株主資本合計	2,105,810	2,161,777
純資産合計	2,105,810	2,161,777
負債純資産合計	4,875,004	4,912,904

【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 令和 5 年 11 月 1 日 至 令和 6 年 10 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 6 年 11 月 1 日 至 令和 7 年 10 月 31 日)
売上高		
賃貸料収入	281,700	281,700
分譲地関連収入	19,142	20,632
索道事業収入	3,107	10,569
売上高合計	303,950	312,902
売上原価		
賃貸原価		
租税公課	42,701	42,320
火災保険料	594	582
修繕費	42,494	42,395
借地料	385	385
減価償却費	85,507	85,128
賃貸原価	171,682	170,812
分譲地関連費用	11,401	13,606
索道事業費用	3,107	10,569
売上原価合計	186,191	194,988
売上総利益	117,758	117,913
販売費及び一般管理費		
業務委託費	15,047	16,110
通信費	540	668
交際費	602	747
租税公課	27	54
印刷費	312	234
会議費	618	567
顧問料	2,146	2,973
支払手数料	3,495	3,495
旅費及び交通費	459	493
貸倒引当金繰入額	990	980
雑費	192	263
販売費及び一般管理費合計	24,431	26,587
営業利益	93,326	91,326
営業外収益		
受取利息	-	1,168
補償金収入	554	485
貸地料	1,236	465
その他	440	310
営業外収益合計	2,230	2,430
経常利益	95,557	93,756
特別利益		
固定資産売却益	-	1 25,792
特別利益合計	-	25,792
特別損失		
固定資産除却損	2 401	2 31,753
特別損失合計	401	31,753
税引前当期純利益	95,155	87,795
法人税、住民税及び事業税	34,328	29,803
法人税等調整額	1,281	2,025
法人税等合計	33,046	31,828
当期純利益	62,108	55,966

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計			
	その他資本剰余金	その他利益剰余金						
当期首残高	100,000	900,000	199,017	200,000	644,684	1,043,702	2,043,702	
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	62,108	62,108	62,108	
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	1,297	-	1,297	-	-	
当期変動額合計	-	-	1,297	-	63,405	62,108	62,108	
当期末残高	100,000	900,000	197,720	200,000	708,090	1,105,810	2,105,810	

当事業年度（自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計			
	その他資本剰余金	その他利益剰余金						
当期首残高	100,000	900,000	197,720	200,000	708,090	1,105,810	2,105,810	
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	55,966	55,966	55,966	
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	1,297	-	1,297	-	-	
税率変更による積立金の調整額	-	-	2,656	-	2,656	-	-	
当期変動額合計	-	-	3,954	-	59,920	55,966	55,966	
当期末残高	100,000	900,000	193,766	200,000	768,011	1,161,777	2,161,777	

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	95,155	87,795
減価償却費	89,254	87,914
貸倒引当金の増減額（　は減少）	990	980
固定資産除売却損益（　は益）	401	5,960
その他の資産・負債の増減額	829	9,061
小計	184,972	173,589
法人税等の支払額	31,138	33,838
営業活動によるキャッシュ・フロー	153,834	139,750
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	250,000
有形固定資産の取得による支出	20,567	19,246
有形固定資産の売却による収入	-	28,038
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,567	241,208
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	133,266	101,457
現金及び現金同等物の期首残高	551,814	685,081
現金及び現金同等物の期末残高	685,081	583,623

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 貸貸事業

三好カントリー倶楽部へゴルフ場施設の貸出、莊川高原カントリー倶楽部へスキー場施設の貸出を行っております。貸貸事業については、通常の貸貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

(2) 分譲地関連事業

岐阜県高山市所在別荘分譲地の販売及び管理を行っております。販売については、不動産を引き渡した時点で収益を認識し、管理については、役務提供期間にわたりその期間の経過に応じて収益を認識しています。

(3) 索道事業

岐阜県高山市所在のスキー場において、索道事業を行っております。リフトの利用者からリフト使用料を收受しており、リフト券の販売引渡し時点で収益を認識しています。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引出し可能な預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する定期預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

令和10年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
土地	- 千円	25,792千円
計	-	25,792

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
建物附属設備	401千円	- 千円
構築物	0	3,670
機械及び装置	-	28,082
計	401	31,753

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,000	-	-	10,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,000	-	-	10,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
現金及び預金勘定	685,081千円	583,623千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	685,081	583,623

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は安全性の高い金融資産による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、債務者の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、発行体の財務状況の悪化等により価値が下落するリスクに晒されております。

また、営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク管理

当社は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

流動性リスク管理

当社は、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和6年10月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(1) 資産

「現金及び預金」、「未収入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(2) 負債

「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期預り保証金	2,600,000	2,600,000	-

当事業年度(令和7年10月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(1) 資産

「現金及び預金」、「未収入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 負債

「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	250,000	248,753	1,246
資産計	250,000	248,753	1,246
長期預り保証金	2,600,000	2,600,000	-
負債計	2,600,000	2,600,000	-

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和6年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和7年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	250,000	-
合計	-	-	250,000	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(令和6年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和7年10月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(令和6年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預り保証金	-	-	2,600,000	2,600,000
負債計	-	-	2,600,000	2,600,000

当事業年度(令和7年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	248,753	-	248,753
資産計	-	248,753	-	248,753
長期預り保証金	-	-	2,600,000	2,600,000
負債計	-	-	2,600,000	2,600,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

要求払いの特徴を有する長期預り保証金については、貸借人からの要求に応じて支払われるものであり、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前事業年度(令和6年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和7年10月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	社債	250,000	248,753	1,246
合計		250,000	248,753	1,246

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年10月31日)	当事業年度 (令和7年10月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,594千円	4,923千円
未払事業税	1,549	1,187
繰延税金資産合計	<u>6,144</u>	<u>6,110</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	101,402	103,394
繰延税金負債合計	<u>101,402</u>	<u>103,394</u>
繰延税金負債の純額	95,258	97,284

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年10月31日)	当事業年度 (令和7年10月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の	33.9%
(調整)		
住民税均等割	5以下であるため注記を省略してあります。	0.3
税率変更による期末繰延税金負債の増額修正		3.0
その他		0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>36.3</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年11月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.9%から34.8%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は2,656千円増加し、法人税等調整額が2,656千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、主に愛知県みよし市にゴルフ場施設を、岐阜県高山市にスキー場施設を賃貸不動産として所持しております、その施設を三好カントリー倶楽部及び莊川高原カントリー倶楽部へ賃貸しております。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	4,156,247	4,106,832
期中増減額	49,414	72,221
期末残高	4,106,832	4,034,611
期末時価	5,126,520	5,053,675

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は三好カントリー倶楽部西3番トイレ新設工事(5,657千円)、ごみ置き場更新工事(4,549千円)、クラブハウス便槽ポンプ更新工事(1,185千円)、第3駐車場舗装工事(14,072千円)、第4駐車場舗装工事(4,501千円)、主な減少額は減価償却費(78,979千円)であります。当事業年度の主な増加額は三好カントリー倶楽部西7番ティ周りカート道路舗装工事(2,301千円)、西8番カート道路舗装工事(1,050千円)、6号井戸水中ポンプ入替工事(1,258千円)、西3番グリーン付近カート道補修・新設工事(1,605千円)、主な減少額は三好カントリー倶楽部6号井戸水中ポンプ更新(1,041千円)、減価償却費(79,596千円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額をもとに算定した金額であります。
- また、不動産賃貸損益は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
賃貸収益	281,700	281,700
賃貸費用	184,516	184,749
差額	97,183	96,950

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	
賃貸収入(三好カントリー倶楽部)	276,000			276,000
賃貸収入(莊川高原カントリー倶楽部)	5,700			5,700
分譲地販売収入				
分譲地管理収入		19,142		19,142
リフト収入			3,107	3,107
売上高	281,700	19,142	3,107	303,950

当事業年度（自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	
賃貸収入（三好カントリー倶楽部）	276,000	-	-	276,000
賃貸収入（莊川高原カントリー倶楽部）	5,700	-	-	5,700
分譲地販売収入	-	-	-	-
分譲地管理収入	-	20,632	-	20,632
リフト収入	-	-	10,569	10,569
売上高	281,700	20,632	10,569	312,902

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、三好カントリー倶楽部へゴルフ場施設の貸出、及び莊川高原カントリー倶楽部へスキー場施設の貸出、莊川高原の分譲地の販売・管理、さらには莊川高原において索道事業を展開しております。

したがって、当社は事業内容により「賃貸事業」、「分譲地関連事業」と「索道事業」の3つを報告セグメントとしております。

「賃貸事業」は、ゴルフ場並びにスキー場の施設を賃貸しております。「分譲地関連事業」は、岐阜県高山市所在別荘分譲地の販売及び管理を行っております。「索道事業」は、岐阜県高山市所在のスキー場において、索道事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	
売上高				
外部顧客への売上高	281,700	19,142	3,107	303,950
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	281,700	19,142	3,107	303,950
セグメント利益又は損失()	97,183	3,856	-	93,326
セグメント資産	4,152,086	35,358	-	4,187,444
その他の項目				
減価償却費	85,507	3,746	-	89,254

当事業年度（自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	
売上高				
外部顧客への売上高	281,700	20,632	10,569	312,902
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	281,700	20,632	10,569	312,902
セグメント利益又は損失()	96,950	5,624	-	91,326
セグメント資産	4,042,361	34,039	-	4,076,401
その他の項目				
減価償却費	85,128	2,785	-	87,914

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	4,187,444	4,076,401
全社資産(注)	687,559	836,503
財務諸表の資産合計	4,875,004	4,912,904

(注) 全社資産は、主に本社の資金であります。

【関連情報】

前事業年度(自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	合計
外部顧客への売上高	281,700	19,142	3,107	303,950

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
三好カントリー倶楽部	276,000	賃貸事業

当事業年度（自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	合計
外部顧客への売上高	281,700	20,632	10,569	312,902

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
三好カントリー倶楽部	276,000	賃貸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
1株当たり純資産額	210,581円07銭	216,177円75銭
1株当たり当期純利益	6,210円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	5,596円68銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)	当事業年度 (自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)
当期純利益 (千円)	62,108	55,966
普通株主に帰属しない金額(千円)		-
普通株式に係る当期純利益(千円)	62,108	55,966
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000	10,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

投資有価証券	満期保有目的の債券	銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
		株三菱UFJフィナンシャル・グループ 第41回期限前償還条項付無担保社債	250,000	250,000
		計	250,000	250,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,157,133	-	-	1,157,133	701,134	20,322	455,999
建物附属設備	614,572	-	128	614,444	485,959	25,688	128,484
構築物	2,135,383	8,416	26,214	2,117,585	1,793,383	36,225	324,201
機械及び装置	288,366	575	209,098	79,842	75,006	4,590	4,836
車両運搬具	1,119	-	-	1,119	1,119	-	0
工具、器具及び備品	37,363	1,138	-	38,501	35,328	1,087	3,172
ゴルフコース	2,117,101	-	-	2,117,101	-	-	2,117,101
土地	1,019,350	-	2,245	1,017,105	-	-	1,017,105
有形固定資産計	7,370,390	10,130	237,687	7,142,833	3,091,932	87,914	4,050,901
無形固定資産							
電話加入権	1,711	-	-	1,711	-	-	1,711
無形固定資産計	1,711	-	-	1,711	-	-	1,711

(注) 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置 荘川高原カントリー倶楽部 スキー場設備 209,098千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(目的使用)(千円)	当期減少額(その他)(千円)	当期末残高(千円)
貸倒引当金	13,690	980	-	-	14,670

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(令和7年10月31日現在)における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

(a) 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		-
預金の種類	普通預金	583,623
	小計	583,623
合計		583,623

(b) 棚卸資産

分譲用土地

区分		金額(千円)
岐阜県高山市荘川町6区画(4,019.04m ²)		14,035
合計		14,035

(c) 長期預り保証金

相手先		金額(千円)
三好カントリー倶楽部		2,600,000
合計		2,600,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	翌年1月中
基準日	10月31日
株券の種類	1株券及び4株券
剰余金の配当の基準日	4月30日及び10月31日
1単元の株式数	なし
株式の名義書換え	
取扱場所	愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地 当社本店
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	実費
単元未満株式の買取り	
取扱場所	なし
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
買取手数料	なし
公告掲載方法	名古屋市において発行する中日新聞
株主に対する特典	株主は三好カントリー倶楽部の正会員となることができる。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 事業年度 自 令和5年11月1日 令和7年1月29日
及びその添付書類 (第65期) 至 令和6年10月31日 東海財務局長に提出

(2) 半期報告書 (第66期中) 自 令和6年11月1日 令和7年7月23日
至 令和7年4月30日 東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和8年1月27日

株式会社三好ゴルフ俱楽部
取締役会 御中

ふじみ監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 魚 住 康 洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市 川 泰 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三好ゴルフ俱楽部の令和6年11月1日から令和7年10月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三好ゴルフ俱楽部の令和7年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。